

1. 金融商品取引法における適合性の原則の概要

【適合性の原則(金融商品取引法第40条第1号)】

○ 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が、次に該当することのないように、業務を行わなければならない。

(1) 金融商品取引行為について、

(2) 顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、

(3) 不相当と認められる勧誘を行って投資者保護に欠け、又は欠けるおそれがあること

【適合性の原則に違反した場合】

○ 行政法 ⇒ 行政処分(金融商品取引法第52条第1項第6号)

○ 民事法 ⇒ 損害賠償請求(金融商品販売法第5条等)

(参考) 最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁

[事案]

証券取引により巨額の損失を被った原告が、証券会社に対し、同社の担当者によるオプション取引の勧誘行為は適合性の原則に違反するものであった等と主張して、不法行為による損害賠償を求めた事案。

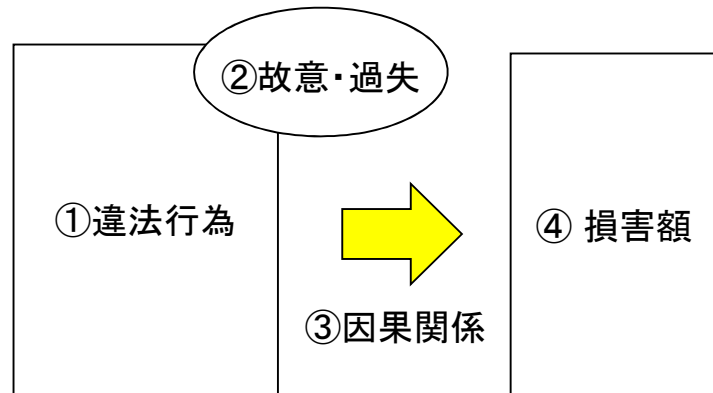
[判旨]

- ① 適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法となる。
- ② 顧客の適合性を判断するに当たっては、一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある。

2. 金融商品販売法の概要

民事上の損害賠償請求の原則 (民法709条)

①～④の要件を被害者が立証する必要



(不法行為による損害賠償)

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

金融商品販売法

預貯金、保険、有価証券等の幅広い金融商品の販売に関する、民法の損害賠償の規定の特則等を規定

業者の説明義務

1. 金融商品の有するリスク等に 係る重要事項について説明

- 元本欠損等のおそれとその要因
 - ・金利、通貨の価格、市場の相場、指標に係る変動
 - ・金融商品販売業者等の業務又は財産の状況の変化
- 取引の仕組みのうちの重要な部分
- 権利行使期間・解約期間の制限 等

(注) 説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による必要がある。

2. 断定的判断の提供等の禁止

金融商品販売法には、説明義務のほか、金融商品販売業者の勧誘の適正の確保、勧誘方針の策定・公表に関する規定が設けられている。

説明
義務
違反

〔①に相当〕

業者に損害賠償責任

元本欠損額
≡ 損害の額

と推定する。

〔②、③、④は被害者が
立証する必要なし。〕

(注) 金融商品販売法は平成12年5月23日に成立、平成13年4月1日に施行。
また、金融商品取引法制の整備に伴い金融商品販売法も改正(平成19年9月30日に施行)され、説明義務の拡充が図られている。